

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成30年8月8日（水曜日）

出席議員（1名） 議長 三浦 清人 君

出席委員（15名）

委員長	山内 昇一 君	
副委員長	後藤 伸太郎 君	
委員	須藤 清孝 君	倉橋 誠司 君
	佐藤 雄一 君	千葉 伸孝 君
	佐藤 正明 君	及川 幸子 君
	村岡 賢一 君	今野 雄紀 君
	高橋 兼次 君	星 喜美男 君
	菅原 辰雄 君	山内 孝樹 君
	後藤 清喜 君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

建設課長	三浦 孝君
建設課技術補佐 兼公営住宅管理係長	阿部 彰君

事務局職員出席者

事務局長	三浦 浩
総務係長 兼議事調査係長	小野 寛和

午前10時00分 再開

○委員長（山内昇一君） 委員の皆さん、おはようございます。

ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15名であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

初めに、私から一言挨拶を申し上げたいと思います。

8月に入りまして、きょうが初めての特別委員会でございます。きのうは立秋といたしますか、暦の上では秋ということでございますが、仙台の七夕もきょうまでということですが、こちらのほうでは台風13号の襲来が今心配され、大雨とか、あるいは高波といったようなことが非常に災害が心配されているところでございます。

きょうは、多少時間が早いんですが、天候状況が心配なものですので、少し早目に開催させていただきたいと思います。きょうは建設課長さん、そして課長補佐さんにもおいでをいただいております。直ちに開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の特別委員会は、6月28日開催の全員協議会において当委員会の調査事項として決定した、災害公営住宅で修繕を要する箇所が発生している問題について調査するため、開催するものであります。

なお、本日、資料といたしましてお配りしておりますとおり、町営柗沢復興住宅の自治会から改善を求める要望書も議長宛てに提出されておりますことを申し添えます。

まず、本日の進め方ですが、現地調査のため一旦休憩に入り、本日配付しております現地調査行程表に基づき調査を実施し、現地において修繕が必要な箇所についての具体的な質問を各自行っていただき、現地調査終了後、特別委員会を再開して総括的な質疑を受けたいと思います。このように取り進めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

災害公営住宅での修繕を要する箇所についてを議題といたします。

これから現地調査を実施いたします。

ここで現地調査のため暫時休憩といたします。

午前10時03分 休憩

午前11時46分 開議

○委員長（山内昇一君） それでは、会議を再開いたします。

先ほど、皆さんには枳沢を含め3カ所、現地調査をしていただきました。また、担当課の課長さん初め課長補佐さんにも現場での説明をいただきました。しかし、聞き漏らした方もおられると思いますし、この場でまたひとつ発言をしてお聞き願いたいと思います。

それでは、災害公営住宅での修繕を要する箇所について、当局に伺いたいことがあれば発言をお願いいたします。及川委員。

○及川幸子委員 おはようございます。及川です。

まず1点目は、おのおのの団地によって、地盤が埋め立てしたところ、平土のところ、あると思われまじけれども、3カ所についての地盤の状況、当時の状況がどうだったのかということを確認したいと思いますので、ご説明願います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 建設のほうは実は私のほうは担当してございませんので、そのご質問にちょっとお答えできないということをご理解いただければと思います。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 じゃあ、それはどこから聞けばいいんでしょうか。復興事業推進課ですか。じゃあ、それを進行上お伺いしたいんですけども、午前中でこの件は終わりになるんでしょうか。次までに、午後に寄りたいたと思いますけれども、その辺を進行上お伺いいたします。

○委員長（山内昇一君） この問題は担当課でお答えできないというふうなお話でした。それで、さらに調査をするということになりますと、担当課のほうですね、どの部署であるか、今私存じないんですが、後日、聞き取りをして調べましてお答えするようになると思いますが、よろしいですかね。

○及川幸子委員 はい。では、そのとき、できれば要望といたしまして、建設課だけでなく復興事業推進課の担当者も同席をお願いしたいと思います。お計り願います。

○委員長（山内昇一君） この地盤の状況については、今お答え、担当課がわからないということで、今後さらに聞き取りをしてお知らせすることにしましたが、そういうことであれば、そのような形で取り進めたいと思います。

そのほかございませんか。千葉委員。

○千葉伸孝委員 今、枳沢住宅のとりあえず現地調査ということでしてきたんですが、枳沢団地

において、307から始まって3階部分に住民の異状がということで出ているんですが、これは何か原因があるのでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 3階からのご要望が5点ほど出されております。単純にドア等の取りつけが悪いとか、そういうものを含めましてでございますが、特にこれといった特定の原因はないものと考えてございまして、廊下の水たまりについては、多分廊下そのものがレベルと申しますか、平らにつくっていることが原因であって、本来であれば、こちらの東の団地を見てよくわかったかと思うんですが、若干の勾配をつけていると。それで、少くらいでこぼがあっても主たる勾配が強い場合は水がたまらないで排水口に流れるんだろうと思いますので、全体的に言えますけれども、多分そもそも設計が平らになっていたということが水たまりの原因じゃないかなと考えられます。

それから、11番については、ちょっと個人的な部分で差がございますので、ここは実際のくらのものか、雨が降ったときにですね。それで判断をせざるを得ないのかなと。多分、同じつくりでございますので、301号室だけが特段雨の音が室内に聞こえてくるということではないと思うので、そこはちょっと時期を見てご本人からもお話をお聞きしたいと思っています。

○委員長（山内昇一君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 今、一軒一軒の個別の入居者の今入っている部分に関しての異状が町の建設課のほうに来ていると思うんですが、上階層にこういった部分があるということは、今後志津川地区の東、西、中央区、あと入谷地区に当たっても、上階部分にこういうのが発生するかなとは思いますが、その辺は、先ほど同僚委員が聞いた地盤の関係もあるのかなと思いますので、2年目の検査に当たっては上階層は重点的に入居者からも異状を聞くべきと私は思いますが、先ほどの話ですとアンケートをとることなので、同じような方法でまた今後もやっていくと思いますが、真摯に住民のことを考えて適切な対処、補修を町にはお願いしたいと思います。終わります。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） これから2年目の瑕疵検査を行いますけれども、前回もそうであったように、事前に各入居者の皆様にアンケートを出させていただいて、それで取りまとめた後にそれぞれ現地を確認していきながら補修を検討するという状況になっていますので、同じような対応をとらせていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 倉橋です。

もう修繕なんかも進んでいるところがあるということで理解しました。それで、この修繕費用なんですけれども、これは誰が負担しているのでしょうか。施工主が負担しているのか、あるいは町で負担するのか、あるいは保険が適用されているのか、そのお金の出どころですね。誰が負担しているのか、ちょっと教えてほしいのと、あとは、きょう見なかった復興住宅、きょう行っていないところですね、それなりに声は出ているかと思えますけれども、何か大きな問題はほかの復興住宅から出ていないのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 全ての工事がそうなんですけれども、瑕疵担保期間というのを設定させていただいているところでございます。民法上は1年ですけれども、工事に関しては2年間でございます。これにつきましては、無過失責任ということで過失がなかったことが証明できない限りは、それは請負者の費用をもって補修をするという状況でございますので、今回、そういう意味で2年目の瑕疵検査ということをさせていただいております。2年間以内にふぐあい箇所をご指摘を申し上げれば、そこは反論がない限りは請負者側で全ての費用を負担して賄うと。それぞれ業者さん、ほかに保険をかけているかどうかわかりませんが、基本的には2年以内であれば町は負担をしないという状況でございます。

それから、ほかの箇所、そちらの住宅でございますけれども、やはり扉のたてつけが悪いとか、さまざまなご要望はいただいておりますので、日々使うものについてはその都度対応させていただいております。ただ、その建物に重大な被害を及ぼすようなクラックとか、そういうのはまだ報告はいただいているという状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 ただいま瑕疵担保責任の話が出ましたけれども、柘沢の住宅は2年を過ぎております。そうした場合、当時からこの住宅は、新聞報道にもなりました、畳がカビが生えて云々かんぬんということも出されて、それから経過しておりますけれども、この今回の要望が出ているものについては瑕疵担保責任の該当に当たるのか当たらないのか、その辺と、ここにはないんですけれども、先ほど現地を見に行ったとき、電気がなくて大変なんですというようなお声も聞いています。そしてまた、3階のベランダの亀裂、それも当時からありました。ここには載っていないんですけれども、そういうものは修復したのか、瑕疵担保責任でやったのか、今後どのような扱いになるのか、詳細に説明願います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 1回目のカビの件につきましては、まさに瑕疵担保期間中でしたので、工事費用、それから家賃をお返しした部分につきましても、町のほうで請負者といえますか納入者にご請求申し上げているという状況でございます。

それで、本年7月にいただいた部分、委員おっしゃるように2年の瑕疵担保期間が終了してございます。契約上は町の負担ということになるかとは思いますが、今回につきましては、これまでの経緯等もございますので、全て業者の負担で補修をさせていただいておるところでございます。

それから、照明の件につきましては、当初、買い取りということで、私の記憶が正しければプロポーザルでもって現在の業者を決定したと記憶してございます。当然、デザインビルドでございますので、向こうからの提案を町がよしとして現在の外灯等の配置が決定しておりますので、もしそれを増設をするということになれば、ここにつきましては残念ながら町で負担をせざるを得ないという状況になってございます。

それと、3階部分のクラックでございますけれども、多分これまでも何回かこういう形でふぐあいがいなかろうか、その一番最初の問題がございましたので申し上げてきたんですが、残念ながらこちらのほうには確認ができていなかったというところがございます。いずれ、今回改めてご要望をいただいておりますので、そこについては間違いなく対応できるのかなと思っています。

ただ、問題が、根本的に原因がちょっとわからない部分がございます。なぜクラックが発生をしたのか。一般的には13項目くらいクラックが発生する原因があるんですが、それによって対応方法がそれぞれ違ってきますので、もし万が一構造体に影響を及ぼすようなことがあれば、そもそもの問題でございますので、そこは2年といわず10年間の部分が使えますので、そこは今後とも、各団地ともそうですけれども、よく観察をしていく必要があるかと考えてございます。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 柘沢住宅のそもそもきょう現地を見てきて、排水というか、ベランダの勾配が建物のほうに、本来ならばグレーチングがかかっているのは換気口のはずなんですけれども、そちらに水が、台風とかそういうとき風向きでは入っていくので、今後どうしてもまたカビが発生するというようなことが想定されると思うんです。そうした場合、今後詰めていかなきゃならないことなんですけれども、地盤もそう、設計にも問題があったのか、その設計を誰がチ

ェックしたのか、しないのか、出されたのをそのままのみにしてやったのか。わかっている範囲でいいです。その辺をお聞かせください。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変申しわけございませんが、その辺の手続に関しては建設課は一切タッチしておりませんので、なかなかお答えすることができない状況でございます。ご理解をお願いします。

○委員長（山内昇一君） そのほか質疑はございませんか。今野委員。

○今野雄紀委員 1件だけ伺いたいと思います。

枳沢団地なんですけれども、27年2月入居ということで3年半たっているわけですが、廊下のひび割れの件について伺いたいんですけれども、一度修復したということなんですけれども、原因をどのように捉えているのか。先ほどの課長の答弁で、13項目ぐらいの原因が考えられるということなんです、そのところを究明できるのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 枳沢住宅のクラックですけれども、どちらかという規則正しく発生しているということが多分見てとれたと思います。多分、その下には何らかの構造物が入っているんだらうと想定は、個人的にはしてございます。例えば玄関側の側溝がございましたけれども、ちょうどその両端から発生をしていると。もしかするとそこに排水用のパイプが入っている。かぶりがないと、いずれコンクリートが固まる段階で若干縮まります。そうすると、物があるところとないところでは縮まる速度が違うということで、それによってクラックが発生しているのかなと、現場を見ただけではそういう想定ができるかなと思います。

それと、もう1点、北側なもんですから、コンクリートが完全に固まっても内部には若干の水分が残ってございますので、それが冬場の寒さによってコンクリート内の水分が凍結をして、それが小さいクラックを発生し、その後に雨等でまた水が入って、さらにそれが広がっている。

多分どちらかじゃないかなというふうには想定はしてございます。ただ、あくまでも想定でございますので、図面等を見て、その物が入っていなければ、多分2つ目のことが想定されると思っていますので、それについて、またそれなりの対応が別個必要になるかと思っています。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 課長もそのような感じで原因を考察しているようですけれども、ちなみに、一

度ひび割れたやつは、例えば再度起きる可能性というか、そういったやつはどのように見ているのか、まず第1点、伺いたいと思います。

そこで、もし出ないというんでしたら、枳沢に限ってはプロポーザルでつくったということなんですけれども、実は2階の廊下を見たら、コーティングというか、何かコーティングなっていたんですけれども、それは1階ではそういう仕様にならなかったのかどうか、伺いたいと思います。実は、先ほど最後に見たその東ですと1階の廊下がコーティングなっていて、2階も同じようになっていたものですから、その辺ちょっと細かいようなあれになるかもしれませんが、わかる範囲内で伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変申しわけございません。先ほど申したとおり、その事業の段階で我々ちょっと入っていないものですから、もしお答えしたとしても想像でしかないので、そこは大変申しわけありませんが、控えさせていただければと思います。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 じゃあ、また別の機会をあれしたいんですけれども、できれば枳沢の1階も2階と同じようにコーティングできるようにだったらいいんじゃないかと思ひまして、このようなことをお聞きしたんですけれども、実は私、何回か言っていたんですけれども、3年たって打ちっ放しみたいなコンクリートが大分古っぽくなってきたのを切に感じたので、今後コーティングできる可能性があるかどうか伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） コーティングするメリット、デメリットが多分あるかと思ひます。

1点目は多分スリップ防止といひますか、多分高齢者が多いので、そういうことを考慮すれば何かしらのものをコーティングするというのも一つの手かなと思ひます。ただ、問題は、もしそれがクラックがどんどん進むようなものを上から覆いかぶらせて見えなくするのはまたどうかと思ひますので、今後の状況を見ながらそこは判断しなきゃならないかなと思ひています。

○委員長（山内昇一君） ほかに。ございませんか。及川委員。

○及川幸子委員 1点忘れていましたけれども、確認なんですけれども、伊里前住宅、あそこは2年過ぎております。それで、去年から再度やり直しの、通路のひび割れを修復していただきましたけれども、瑕疵担保責任が該当になっているのかどうか。去年からその話で建設課さんに問い合わせして、担当ではないと思ひうんですけれども、建設課の職員には瑕疵担保責任のう

ちですというようなことを話されています。そういうことを確認したいと思いますので、お願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現場でもお話ししましたとおり、本年、年度末でございますけれども、最終的な検査をして、それで3月から7月にかけて補修をしていただきました。これは2年のうちに指摘をすればいいということになっていますので、施工時期ではなくて、24カ月以内にふぐあいがありますということを相手に伝えれば、それで成立しますので、伊里前につきましては全て業者の責任において瑕疵担保期間でやらせていただいています。先ほど申したとおり、無過失責任ということで過失がなかったということを明らかに証明しない限りは、業者のほうは補修しなければならない義務がございますので、それに沿って施工したという状況でございます。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で災害公営住宅での修繕を要する箇所についての質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの質疑及び担当課による説明の中で、修繕が必要である箇所の対応についての方向性が示されました。必要に応じて、今後も復興推進課からなどの聞き取り調査などで調査事項としていきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。

次に、次回の特別委員会でございますが、これまで継続して調査を行ってきました請願2-1「高野会館」を震災遺構として保存することに関する請願書については、前回の委員会において当該請願を審査するに当たり、一通り判断材料はそろったということになりましたので、定例会前に特別委員会を開催し、協議の上、審査結果を出したいと考えております。

8月下旬ころになろうかと思いますが、議長、正副委員長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。よって、次回の会議はそうように取り進めることといたします。

その他、委員から特別委員会についてご意見があれば伺いたいと思っております。及川委員。

○及川幸子委員 1点ほどですね。きょうは曇っていて涼しいんですけども、この作業服の関係です。この台風の来る前ですとかなり猛暑でした。そういう中、今後とも視察などが想定されると思うんです、災害などで。それで、ぜひ夏の作業服を準備していただければありがたいのかなと。（「それはここで決める話では……」の声あり）その他なので、お願いいたします。これは冬用の作業服なので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（山内昇一君） それでは、後日、検討させていただきます。

その他、委員からご意見があれば伺いますが、なければ以上で会議を終了いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。よって、以上で東日本大震災対策特別委員会を閉会いたしたいと思いますが、ここで副委員長より一言、閉会の挨拶をお願いします。

○副委員長（後藤伸太郎君） 本日は大変お疲れさまでございました。

○委員長（山内昇一君） 以上で東日本大震災対策特別委員会を閉会することといたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後0時11分 閉会